



しあわせ信州

## 大北森林組合等に対して交付した補助金の交付決定を取り消し、その返還を求めました（第 4 回）

平成 27 年 8 月 7 日に決定した「大北森林組合の補助金不適正受給を踏まえた今後の対応方針」に基づき、精査の結果、大北森林組合等に対して交付した森林造成事業補助金及び地域で進める里山集約化事業補助金の交付決定の一部又は全部を取り消し、233 件、金 402,152,450 円を平成 28 年 3 月 7 日（月）までに返還するよう、本日命じました。

### 1 大北森林組合

#### (1) 補助金交付決定の取消及び返還請求の概要

森林造成事業補助金については、平成 22 年度から 25 年度までに行った補助金交付決定の一部を取り消し、また、地域で進める里山集約化事業補助金については、平成 24 年度及び 25 年度に行った補助金交付決定の一部又は全部を取り消し、次表のとおり 224 件、金 391,364,300 円の返還請求を行いました。

詳細については、別紙のとおりです。

区 分		検証委員会が不適正とした案件(A)	交付決定を取り消し、返還を求める案件(B)	備 考	
森林造成事業	森 林 作業道	件 数	141 件	141 件	(A)と(B)の差 3,813,200 円 一部返還を求めないもの
		補助金額	198,261,300 円	194,448,100 円	・ 9 件 2,857,700 円 適用単価差額の返還を求める ・ 2 件 235,400 円 適用単価差額及び一部未施工地の返還を求める ・ 1 件 720,100 円 一部未施工地の返還を求める
	間伐等	件 数	75 件	75 件	(A)と(B)の差 10,851,100 円 一部返還を求めないもの
		補助金額	205,231,700 円	194,380,600 円	・ 1 件 6,762,600 円 一部未施工地及び除地部分の返還を求める ・ 1 件 2,010,000 円 重複部分の返還を求める ・ 1 件 1,651,500 円 一部未施工地の返還を求める ・ 1 件 427,000 円 重複部分及び伐採不足の区域分の返還を求める
	小 計	件 数	216 件	216 件	
		補助金額	403,493,000 円	388,828,700 円	
地域で進める里山集約化事業	件 数	8 件	8 件	(A)と(B)の差 467,400 円 一部返還を求めないもの	
	補助金額	3,003,000 円	2,535,600 円	・ 3 件 312,150 円 森林整備一部未実施の区域について返還を求める ・ 1 件 155,250 円 森林整備一部未実施及び同意書未取得区域の返還を求める	
計	件 数	224 件	224 件		
	補助金額	406,496,000 円	391,364,300 円		

## (2) 補助金交付決定の取消及び返還請求の考え方

### ア 森林造成事業

- 森林作業道については、未施工 109 件、適用単価不適合（最高単価申請）9 件、要件不適合（森林整備未実施等）11 件の補助金交付決定を取り消し、全額の返還を求めることとしました。また、北安曇地方事務所林務課職員による適用単価の是正指導後に誤って申請された適用単価不適合 9 件は、誤った単価と適正単価に基づく補助金額との差額分について、一部未施工地を含む 3 件は、未施工の区域（うち 2 件は適用単価不適合による差額分も含む）について補助金交付決定を取り消し、当該部分について返還を求めることとしました。
- 間伐等については、未施工 41 件及び伐採率不足等の要件不適合 30 件の補助金交付決定を取り消し、全額の返還を求めることとしました。また、一部未施工地を含む 1 件、重複申請区域を含む 2 件、未立木地（除地）等を含む 1 件の補助金交付決定を取り消し、当該部分について返還を求めることとしました。
- 今回返還を求める間伐等のうち、13 件の「不用萌芽除去」については、いわゆる「大北ルール\*」の是正指導を北安曇地方事務所林務課職員が行なった後の申請で、大北森林組合職員も適正な施業方法を承知していたことから、全額の返還を求めることとしました。

\*平成 27 年 8 月 14 日付け林務部プレスリリース（第 1 回返還請求関係）を参照してください。

- 交付決定から 5 年が経過した不適正案件のうち、平成 22 年度第 1 回申請 41 件（59,700,500 円）中 39 件（51,047,400 円）については平成 27 年 1 月から 3 月にかけて、また、平成 22 年度の間伐対策事業（県単独事業）の 2 件（3,085,000 円）については平成 28 年 1 月に、それぞれ交付決定から 5 年経過前に不適正な申請である旨を組合が自認していることから、時効中断があったと判断し、補助金交付決定を取り消し、返還を求めることとしました。

### イ 地域で進める里山集約化事業

- 「地域で進める里山集約化事業」では、小規模個人所有林が多く、荒廃が進んでいる里山の森林整備を進めるため、区・集落など地域が主体となり、集落周辺の里山整備計画の樹立と森林所有者の同意を得る活動（集約化事業）に対して支援を行っており、集約化事業を実施した翌年度末までに間伐等の森林整備を行うことが補助金交付の要件となっています。
- 集約化事業を実施した翌年度末までに行う間伐等の森林整備が全く行われていない 4 件の交付決定を取り消し、全額の返還を求めることとしました。また、間伐等の森林整備が一部しか行われていない 4 件（うち 1 件は同意書未取得の区域を含む）の交付決定を取り消し、当該部分について返還を求めることとしました。

## 2 大北森林組合以外の北安曇地方事務所管内の事業体

### (1) 補助金交付決定の一部取消及び返還請求の概要

森林造成事業補助金については、平成 23 年度に、ひふみ林業有限会社に対して行なった補助金交付決定の一部を取り消し、地域で進める里山集約化事業補助金については、平成 22 年度に、二重向地区森林整備協議会及び白馬切久保地区森林整備協議会に対して行なった補助金交付決定の一部を取り消し、次表のとおり 9 件、金 10,788,150 円の返還請求を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

区 分			コンプライアンス推進 ・フォローアップ委員会 が不適正とした案件(A)	交付決定を取消し、返 還を求める案件(B)	備 考
森林造成 事業 (ひふみ 林業)	森 林 作業道	件 数	3 件	3 件	
		補助金額	964,600 円	964,600 円	
	間伐等	件 数	4 件	4 件	
		補助金額	9,318,800 円	9,318,800 円	
	小 計	件 数	7 件	7 件	
		補助金額	10,283,400 円	10,283,400 円	
地域で進 める里山 集約化事 業	二重向地 区森林整 備協議会	件 数	1 件	1 件	(A)と(B)の差 187,350 円 一部返還を求めないもの 1 件 申請時の経緯を考慮のうえ、森 林整備一部未実施の区域につ いて返還を求める
		補助金額	300,000 円	112,650 円	
	白馬切久 保地区森 林整備協 議会	件 数	1 件	1 件	(A)と(B)の差 1,182,900 円 一部返還を求めないもの 1 件 森林整備一部未実施の区域に ついて返還を求める
		補助金額	1,575,000 円	392,100 円	
	小 計	件 数	2 件	2 件	
		補助金額	1,875,000 円	504,750 円	
計	件 数	9 件	9 件		
	補助金額	12,158,400 円	10,788,150 円		

## (2) 補助金交付決定の取消及び返還請求の考え方

### ア 森林造成事業

- 森林作業道については、要件不適合（森林整備未実施）3件の補助金交付決定を取り消し、全額の返還を求めることとしました。
- 間伐等については、要件不適合（伐採率不足等）4件の補助金交付決定を取り消し、全額の返還を求めることとしました。

### イ 地域で進める里山集約化事業

集約化事業を実施した翌年度末までに間伐等の森林整備の一部が実施されていないため、2件の交付決定を取り消し、当該部分について返還を求めることとしました。

(3) 地域で進める里山集約化事業の不適正の原因（森林整備協議会分）

ア 二重向地区森林整備協議会（大町市）

協議会と北安曇地方事務所林務課（以下「林務課」という）が協力して森林整備に関する同意を取得する事務を行っていたところ、申請事務を代行した林務課が協議会との調整を怠り、協議会が申請区域と考えていた区域と異なる区域を申請したこと（協議会が申請区域と考えていた区域内には、森林整備が行われていた森林が含まれていた）、林務課が申請した区域内の一部の森林整備を受託した事業者の施業の遅れから、森林整備が行われなかった箇所が生じたものです。

イ 白馬切久保地区森林整備協議会（白馬村）

協議会と林務課が協力して森林整備に関する同意を取得する事務を行っていたところ、林務課が同課に提出された一部の同意書を協議会へ送付することを怠ったため、当該区域の森林整備の同意が得られなかったものとして、森林整備が行われなかったものです。

---

しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）推進中

北安曇地方事務所林務課  
（課長）加藤 邦武  
（課長補佐）松村 正（担当）中島 治  
TEL 0261-23-6519（直通）  
0261-22-5111（代表）内線2213、2211  
FAX 0261-23-6565  
E-mail hokuan-rimmu@pref.nagano.lg.jp

林務部  
（林務参事）久保田 俊一  
森林づくり推進課  
（課長）前島 啓伸（担当）青木 竜一郎  
信州の木活用課  
（課長）市村 敏文（担当）三石 和久  
TEL 026-235-7270（森林づくり推進課直通）  
026-235-7267（信州の木活用課直通）  
026-232-0111（代表）  
内線3251、3255（森林づくり推進課）  
3231、3235（信州の木活用課）  
FAX 026-234-0330  
E-mail rinsei@pref.nagano.lg.jp